

令和7年度 置賜地域づくり応援事業補助金
【Choi 推し】募集要項

1 本事業の趣旨

この事業は、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町の置賜広域市町村圏の活性化に繋げていくことを目指し、自主的な事業を行う団体に対して補助を行うものです。

2 本事業の補助対象団体

補助の対象となる団体は、構成員が3名以上の次の団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) OK!TAMAファンクラブ会員が所属する団体
- (2) OK!TAMAファンクラブ会員により構成されている団体

3 補助対象事業

以下の事業（以下、「補助事業」という。）に対して補助します。なお、申請は1団体につき1事業とします。ただし、営利を目的とした事業並びに特定の団体及び会員等に限定される事業は対象となりません。

- (1) 人材育成に関する事業
- (2) 地域間交流に関する事業
- (3) その他広域的な地域づくり及び交流の推進に寄与する事業

4 補助事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

5 補助件数及び補助金の額

- (1) 補助件数：8件程度

原則として先着順とし、予算の上限に達した場合は申請を締め切ります。また、補助件数は8件を基本としますが、申請された補助金額が予算の上限に達しない場合は8件以上となる場合があります。

- (2) 補助金額：1件あたり上限10万円（補助率10/10）

補助金の額は、次の①に記載する補助対象事業に要する経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額とします。（ただし、千円未満は切り捨てとする。）

- ① 補助対象経費

補助事業実施に直接要する次の経費

区 分	内 容
ア 報 償 費	外部講師、専門家への謝礼、調査研究等に係る報償費など
イ 旅 費	外部講師等の交通費、宿泊費及び事業実施に係る交通費、宿泊費など（ただし、視察旅費は除く。）

ウ 印刷製本費	事業関係資料等若しくはチラシの印刷又は記録写真プリント代など
エ 消耗品・材料購入費	事務用消耗品、材料又は書籍等の購入費など（ただし、1個当たりの単価が1万円以下のものに限る。）
オ 燃料費	ガソリン代、軽油代など
カ 通信運搬費	通信料金、郵送料及び宅配郵送料など
キ 保険料	イベント保険等加入料など
ク 委託料	調査等外部専門組織への業務委託に要する経費など
ケ 使用料	会議室賃借料、機器のリース及びレンタル料など
コ 人件費	外部協力者又はイベント開催時のアルバイト賃金など
サ その他	上記以外で、理事会が特に必要と認める費用

【補助の対象外となるもの】

- ※ 交付決定日以前及び補助事業完了日以降に発注したもの、実績報告書提出期限までに支払いが完了しなかったもの
- ※ 補助対象団体の構成員やその家族への報償費・人件費
- ※ 領収書等により金額が確認できないもの

- ② 補助事業による収入
参加料収入などの補助事業実施による収入

6 申請方法

(1) 申請受付期間

令和7年5月8日（木）から令和8年1月16日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画（実績）書
- ③ 収支予算（決算）書
- ④ 団体の構成員名簿
- ⑤ そのほか、補助金の交付の参考となる書類

※ 提出書類の様式は、おきたまの^①プロジェクトホームページからダウンロードすることができます。

※ 提出された書類に不備がある場合、記載された連絡先に連絡します。

(3) 提出方法

電子メール（PDF にすること）、持参、郵送にて提出してください。

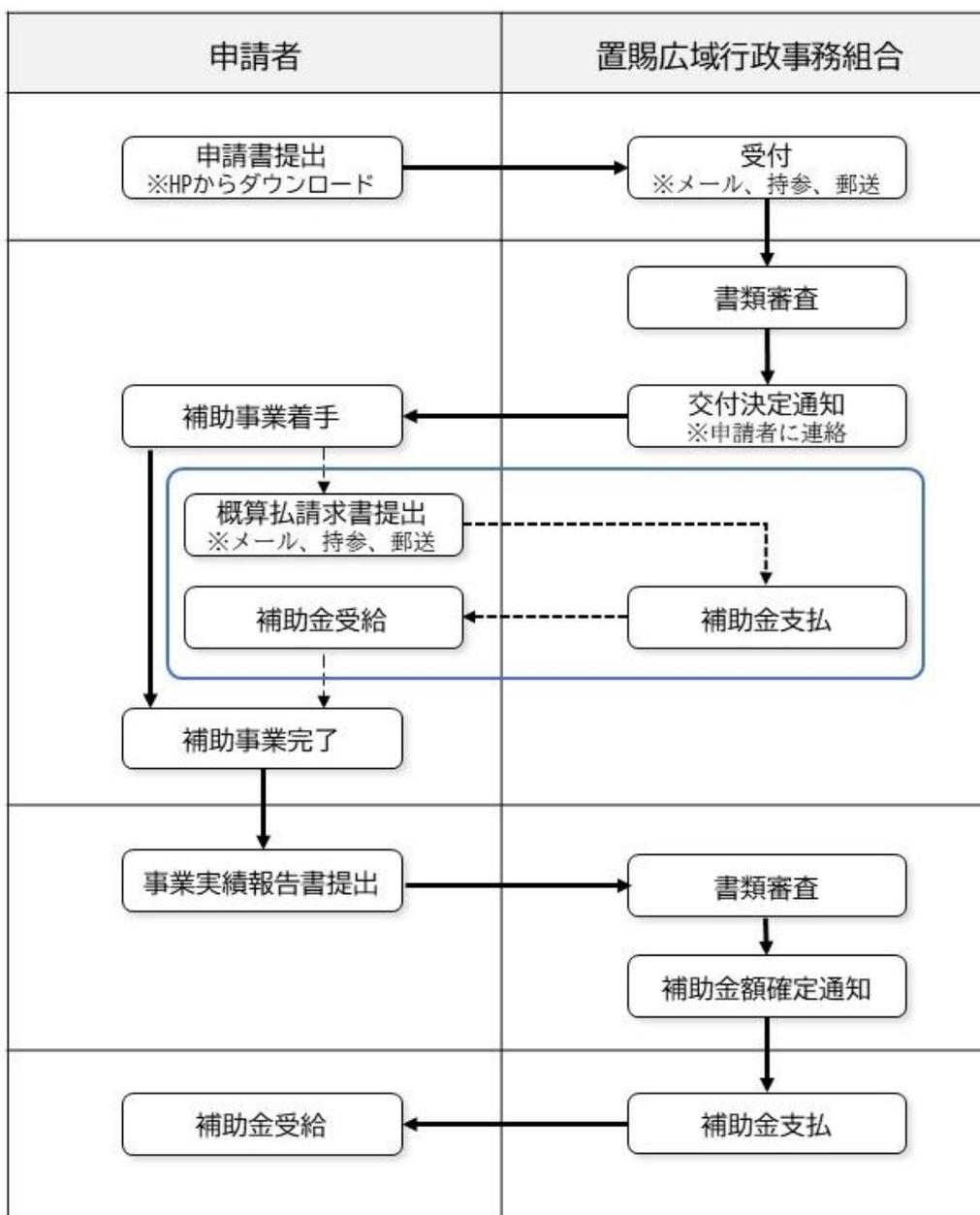
※ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。また、提出された書類は理由のいかんに関わらず返却いたしません。

(4) 提出先及び問い合わせ先

9（2）に記載されている連絡先に提出、お問合せください。

7 手続きの流れ

(1) 申請から補助事業終了までの流れは以下のとおりとなります。



(2) 申請受付後に書類審査を行い、補助金交付の可否及び交付額を決定し、2週間程度で申請者に通知します。

※ 必ず補助金の交付決定後に事業に着手してください。

※ 補助事業実施前に補助金の概算払いを受けることもできます。

(3) 申請内容の変更

交付決定通知後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

8 実績報告

- (1) 報告期限
事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 13 日（金）のいずれか早い日
- (2) 報告方法
指定の報告書類を作成の上、9（2）に記載の連絡先に提出してください
- (3) 提出書類
 - ① 事業計画（実績）書
 - ② 収支予算（決算）書
 - ③ 置賜地域づくり応援事業補助金精算書
 - ④ 事業報告書（任意様式）
 - ⑤ 対象事業費の証拠書類

9 留意事項等

- (1) 助成を受けた団体の義務
 - ① 下記規則、交付要綱及び募集要項を遵守し、適正な経費処理を行う義務を負います。
 - ・置賜広域行政事務組合補助金等の適正化に関する規則
 - ・令和 7 年度 置賜地域づくり応援事業補助金【Choi 推し】実施要綱
 - ・令和 7 年度 置賜地域づくり応援事業補助金【Choi 推し】募集要項
 - ② 置賜地域の周知、PR に協力をいただきます。
- (2) 書類提出先・問合せ先
〒992-0012 米沢市金池 3 丁目 1 - 5 5
置賜広域行政事務組合総務課企画財政係
TEL：0238-23-3241 MAIL：kikaku@okikou.or.jp